

令和8年6月 申込みのしおり

# 区立高齢者住宅 あき家入居者の募集 募集戸数 2戸

堀留町高齢者住宅	1戸(1DK・34.9㎡)	申込区分1
高齢者住宅晴海ガーデンコート	1戸(1DK・41.7㎡)	申込区分2

## ■ 申込書配布期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月29日(月)

- 申込書は申込期間中、業務受付時間である  
午前8時30分から午後5時までに限り配布します。  
ただし、20日(土)・21日(日)・27日(土)は配布しません。  
配布場所 区役所都市整備部住宅課(5階)  
日本橋特別出張所  
月島特別出張所  
晴海特別出張所  
※28日(日)は区役所1階ロビーにて配布します。  
(午前9時から午後5時まで)
- 申込みは郵送または電子申請にて受付けます。
- 郵送の場合は、令和8年7月6日(月)までに日本郵便株式会社晴海郵便局に届いたものに限り受付けます。なお、消印有効ではありません。
- 申込書が、期日(令和8年7月6日)までに郵便局に届かず返送されるケースが多発しています。申込書配布期間に郵送していただくことを強く推奨いたします。詳しくは郵便局のホームページでご確認ください。
- 電子申請の場合は、6月29日(月)午後5時までに区のホームページの「令和8年6月区立高齢者住宅入居者募集のご案内」からお申込みください。
- 申込みは、郵送・電子申請合わせて1世帯につき1通です。重複申込をした場合は無効となる場合があります。

問い合わせ先 中央区都市整備部住宅課住宅管理係  
〒104-8404 中央区築地1-1-1  
電話 3546-5467 (直通)

〔午前8時30分から午後5時00分(土・日・祝日を除く。)]

※申込期間中は問い合わせが多く電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

## もくじ

高齢者住宅とは	1ページ
申込みにあたっての注意	2ページ
申込資格を確認しましょう	3ページ
高齢者住宅の申込資格	5ページ
住宅の月額使用料の減額	7ページ
所得の種類	8ページ
年金を受けている方	9ページ
給与所得の方	11ページ
事業等所得の方	13ページ
住宅の概要（間取り図・案内図・特記事項）	15ページ
中央区全図	18ページ
申込書の書き方	19ページ
申込みから入居まで	23ページ

## 高齢者住宅とは

満65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者夫婦等（2人世帯高齢者）の世帯で住宅にお困りの方が、住み慣れた地域社会で自立しながら、安全かつ快適な日常生活を送れるように、区が設置した高齢者向けの住宅です。

この住宅には、室内の段差を極力解消し、手すり、緊急通報システムなど高齢者に配慮した設備を設けたほか、入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡などを行う生活協力員を配置しております。

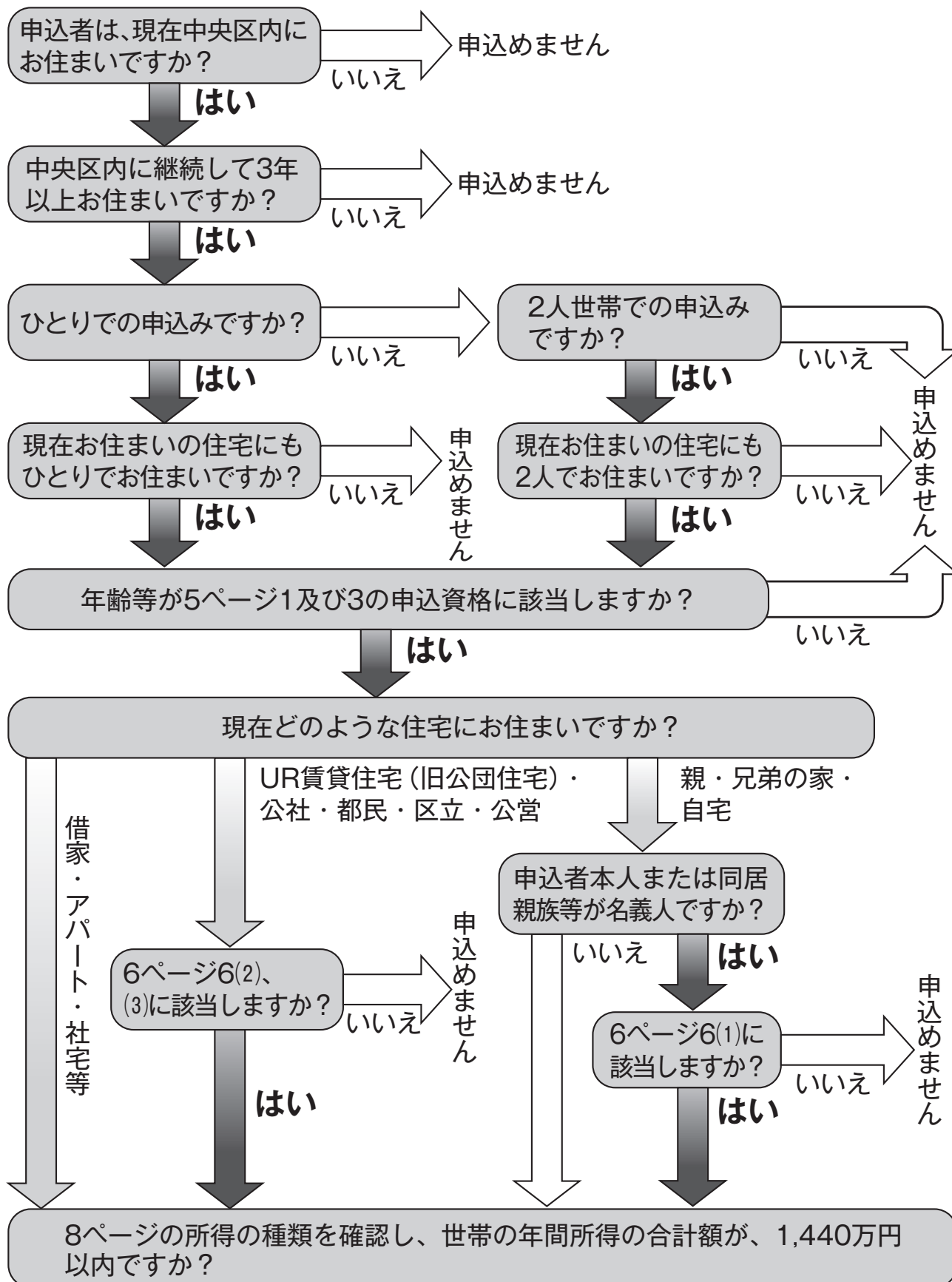
# 申込みにあたっての注意

- 1 新築住宅ではないので、居室内に過去の使用により生じたキズや汚れがあります。あらかじめご了承のうえ、お申込みください。
- 2 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込をしたときは、全部の申込書が無効となる場合があります。
- 3 入居人員は1名もしくは2名です。
- 4 「申込書」のほか、「はがき」・「封筒」にも申込書と同じ住所・氏名を記入してください。異なる場合は無効となる場合があります。
- 5 申込資格がないことが明らかなときは、返送する場合があります。また申込書の記入漏れがあると申込資格の判断ができないため、十分にしおりの内容をご確認いただきお申込みください。
- 6 「封筒」には110円切手を貼ってください。料金不足のものは受け付けない場合がありますのでご注意ください。「はがき」2カ所に85円切手を貼ってください。貼っていない場合（あるいは料金不足）は、抽せん結果等の通知はできません。
- 7 申込み後の申込書の変更、訂正は認められませんので、申込書の記入には十分ご注意ください。

## ●こんなときは…

- 1 **郵送での申込みの方で申込み後に住所が変わった場合**  
最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果を受け取れるようにしてください。
- 2 **郵送での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合**  
切手の貼り忘れ、あて先不明などがあると通知書が発送できません。  
(申込書に不備がなければ抽せんはいたします。)  
間違いなく切手を3カ所（封筒1カ所、はがき2カ所）貼り、投函した方で、通知の届かない方は、住宅課へお問い合わせください。
- 3 **電子申請での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合**  
→登録したメールアドレスに間違いが無いかを確認してから住宅課へお問い合わせください。  
→申込後にメールアドレスを変更した場合は、住宅課へお問い合わせください。
- 4 **資格審査対象者・補欠者となった後に住所が変わった場合、その他不明点がある場合**  
申込みをされた内容を確認のうえ、下記へお問い合わせください。  
中央区都市整備部住宅課住宅管理係 03-3546-5467

# 申込資格を確認しましょう



※次の頁へ進んでください

※前の頁の続きです

8ページの所得の種類を確認し、世帯の年間所得の合計額が、1,440万円以内ですか？

はい

いいえ

申込みません

自立して日常生活を営めますか？  
要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方は申込みません。

はい

いいえ

申込みません

住民税を滞納していますか？

はい

いいえ

申込みません

申込者（同居親族等を含む。）が暴力団員ですか？

はい

いいえ

申込みません

申込みができます

# 高齢者住宅の申込資格

申込みできる方は、次の1から8の全てにあてはまる方に限ります。

※親族等：戸籍上の親族のほか、東京都パートナーシップ宣誓制度に規定するパートナーシップ関係にある方を含む。

**1 申込者本人が、65歳以上（昭和36年6月30日以前の生まれ）であること。**

**2 申込者本人が、中央区内に引き続き3年以上（令和5年6月30日以前から）居住し、そのことを住民票で証明できること。**

なお、外国人については、上記資格のほかに原則として日本国に永住・定住することが認められた方、又は日本国に3年以上在留していることが必要になります。（在留資格、在留期間が証明できること。）

**3 ひとりで申込む方**→現在すでにひとり暮らしであること。（同居親族等がないこと。）

※「夫婦が別居する」あるいは「別居中」の場合、申込みはできません。

**2人で申込む方**→同居しようとするものが60歳以上（昭和41年6月30日以前の生まれ）の配偶者（内縁、パートナーシップの相手方を含む。以下同じ。）、または65歳以上の二親等以内の親族であり、現に申込者と2人世帯であること。

※「現に申込者と2人世帯であること。」とは、現在、配偶者または二親等以内の親族と2人で生活をしていて、ほかに同居の親族等がないことをいいます。申込み後の同居親族等の変更、訂正は認められません。

**4 世帯の年間所得の合計額が、1,440万円以内であること。**

収入基準を超過している世帯であっても、所得額を算定する際に「扶養控除（1人につき38万円）」・特別控除「障害者控除（27万円）、特別障害者控除（40万円）など」をすることによって申込資格に当てはまる場合があります。所得に関しては、7ページ以降を参考にして下さい。

**5 自立して日常生活を営めること**

日常生活の動作（歩行、炊事、食事、着脱衣、入浴、排泄等）を介助なしにできる方に限ります。

※おとしより介護応援手当や、要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方は申込みできません。

（要介護認定で、非該当（自立）または要支援1・2の方は申込みます。）

## 6 現に住宅に困っていること

自家所有者（または土地の所有者）、公的住宅（UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社・都民・都営・区営・区立・借上住宅等）に入居している方は、原則として申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、申込みことができます。

- (1) 自家所有者（入居しようとする親族等に自家所有者がいる場合も含みます。）
  - ア 住宅が著しく老朽化しており、区立高齢者住宅入居後に2カ月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合  
→資格審査時（令和8年8月下旬の予定）までに取りこわしの契約書等で確認します。
  - イ 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合  
→資格審査時（令和8年8月下旬の予定）までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。
- (2) UR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社、都民、区立（借上を含む。）住宅入居者  
（ただし、名義人1人を残しての申込みはできません。）の場合、家賃（申込日現在、実際に支払っている家賃で、共益費を除く。）の負担が、世帯の年収を月額に換算した額の20%以上であること。
- (3) 公営住宅の入居者（ただし、名義人1人を残しての申込みはできません。）の場合、高額所得者認定を受けていること。（審査時にそのことを証明する書類を提出していただきます。）

## 7 住民税を滞納していないこと

## 8 申込者（同居親族等を含む。）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

☆ 申込み資格審査は、抽せん後、当せん者（審査対象者）に資格を証明する書類を提出していただきます。資格のない方、証明書等を提出できない方は、たとえ抽せん当せん者（審査対象者）となっても入居できませんのでご注意ください。

# 住宅の月額使用料の減額

今回募集する区立高齢者住宅使用料（家賃）は「応能家賃」制度を取り入れており、世帯の所得金額に応じて使用料（家賃）が下記のとおり変わります。

入居後、毎年6月に世帯の収入を報告していただき、その所得に応じて次の1年間の使用料（家賃）を決定します。

## 【応能家賃表】

世帯の前年所得額	申込区分1	申込区分2
	堀留町 高齢者住宅	高齢者住宅 晴海ガーデン コート
	1DK・34.9㎡	1DK・41.7㎡
5,717,001円から14,400,000円まで	75,000円	89,000円
4,764,001円から 5,717,000円まで	75,000円	89,000円
3,582,001円から 4,764,000円まで	73,000円	73,000円
2,400,001円から 3,582,000円まで	58,000円	58,000円
1,920,001円から 2,400,000円まで	44,000円	44,000円
1,440,001円から 1,920,000円まで	34,000円	34,000円
780,001円から 1,440,000円まで	21,000円	21,000円
780,000円以下	12,000円	12,000円

# 所得の種類

## ○年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。なお、年金以外にも所得がある場合はその所得も合計してください。

年金には年金所得控除がありますので、実際に支給されている額よりも「所得金額」は低くなりますのでご注意ください。→9から10ページをご覧ください。

## ○給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なりますのでご注意ください。→11から12ページをご覧ください。

## ○事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などです。例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書で金額をお確かめください。→13から14ページをご覧ください。

## ※所得としないもの

- 1 次の収入は0円とし、所得とはなりません。
  - ①仕送り
  - ②増加恩給（これに供給される普通恩給を含む。）
  - ③遺族年金
  - ④障害年金
  - ⑤失業給付金
  - ⑥労災保険の各種給付金
  - ⑦生活扶助料等の非課税所得
  - ⑧退職金、譲渡所得等の一時的な所得
- 2 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は、所得金額は0円とします。

# 年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※令和7年1月から令和7年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「高齢者住宅の所得金額」に換算してください。  
ただし、「遺族年金」「障害年金」は除きます。

## ① 令和6年12月以前から年金を受けている方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

### 「源泉徴収票」の場合

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所			
	(フリガナ)		生年月日	明治
	氏名			
区分		支払金額		源
所得税法第203条の3第1号適用分		千円		円
所得税法第203条の3第2号適用分				
所得税法第203条の3第3号適用分				
所得税法第203条の3第4号適用分				
本人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般
				老人
				特定
				老人
				その他
				16歳未満の扶養親族の数
				円
控除対象配偶者		控除対象扶養親族		
(フリガナ)		(フリガナ)		
氏名		氏名		

申込書の年収額欄

年 収	所 得
円	円

※すべての年金の支払金額が総収入額です。

右ページで計算した高齢者住宅の所得金額をご記入ください。

## ② 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などの金額を年額とし、右ページで高齢者住宅の所得金額に換算してください。

## ◎年金収入を高齢者住宅の所得金額に換算する計算式

下表の計算式で高齢者住宅の所得金額に換算してください。

### 65歳以上（昭和36年6月30日以前生まれ）

年金合計金額の範囲	計算式と高齢者住宅の所得金額
1,100,000円まで	所得金額は0円
1,100,001円から 3,299,999円まで	年金額の合計 (           円) - 1,200,000円 = (           円) 高齡者住宅の所得金額
3,300,000円から 4,099,999円まで	年金額の合計 (           円) × 0.75 - 375,000円 = (           円) 高齡者住宅の所得金額

### 65歳未満（昭和36年7月1日以降生まれ）

年金合計金額の範囲	計算式と高齢者住宅の所得金額
600,000円まで	所得金額は0円
600,001円から 1,299,999円まで	年金額の合計 (           円) - 700,000円 = (           円) 高齡者住宅の所得金額
1,300,000円から 4,099,999円まで	年金額の合計 (           円) × 0.75 - 375,000円 = (           円) 高齡者住宅の所得金額

※年金合計金額が4,100,000円以上の場合は、区役所住宅課にお問い合わせください。

※年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段書きにしてください。

職業	年 収	所 得
会社員	給与●●●円	●●●円
	年金●●●円	●●●円

申込書の年収額欄

年 収	所 得
円	円

計算結果を申込書のこの欄に記入します。



## ② 現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支払額	賞与
令和7年6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
令和8年1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
合計	収入計	賞与計

○ 次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1)就職した日が令和7年1月2日から令和7年6月1日までの方  
(令和7年6月から令和8年5月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2)就職した日が令和7年6月2日以降の方  
(就職した翌月から令和8年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。)

$$\boxed{\text{収入計}} \div \boxed{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3)就職した日が最近で、まだ1カ月分の給与が支給されていない方  
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。)

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

下段の計算式で所得金額に換算し、申込書の所得金額欄に記入します。

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2カ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち高齢者住宅の所得金額に換算してください。

### ◎年間総収入額を高齢者住宅の所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と高齢者住宅の所得金額
650,999円まで	所得金額は0円
651,000円から1,899,999円まで	年間総収入額 (      円) - 750,000円 = 高齢者住宅の所得金額 (      円)
1,900,000円から3,603,999円まで	端数整理後の額 (      円) × 0.7 - 180,000円 = 高齢者住宅の所得金額 (      円)
3,604,000円から6,599,999円まで	端数整理後の額 (      円) × 0.8 - 540,000円 = 高齢者住宅の所得金額 (      円)
6,600,000円から8,499,999円まで	年間総収入額 (      円) × 0.9 - 1,200,000円 = 高齢者住宅の所得金額 (      円)

# 事業等所得の方（自営業・外交員等）

## ① 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和  年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

所得金額	事業等	①	2488800
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時 ②+((③+④)×½)	⑧	
	合計	⑨	2488800

申込書の年収額欄

年	収	所	得
	円		円

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
中央 一郎 生年月日 昭平 53.7.10	子	12月	800,000
氏名 生年月日 昭平 . . .			
氏名 生年月日 昭平 . . .			
専従者給与(控除)額の合計額			800,000

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を11~12ページの計算式で所得に換算して申込書の所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方

令和7年1月から令和7年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

(収入金額－必要経費＝所得金額です。)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
令和7年 6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和8年 1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
合計			

○ 次の(1) (2)からあてはまるケースを選び所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日から令和7年6月1日までの方  
(令和7年6月から令和8年5月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和7年6月2日以降の方

(現在の仕事を始めた翌月から令和8年5月までの所得金額の合計を  
営業した月数で割り、それを12倍します。)

$$\frac{\text{所得金額合計}}{\text{営業した月数}} \times 12 + \text{推定所得金額}$$

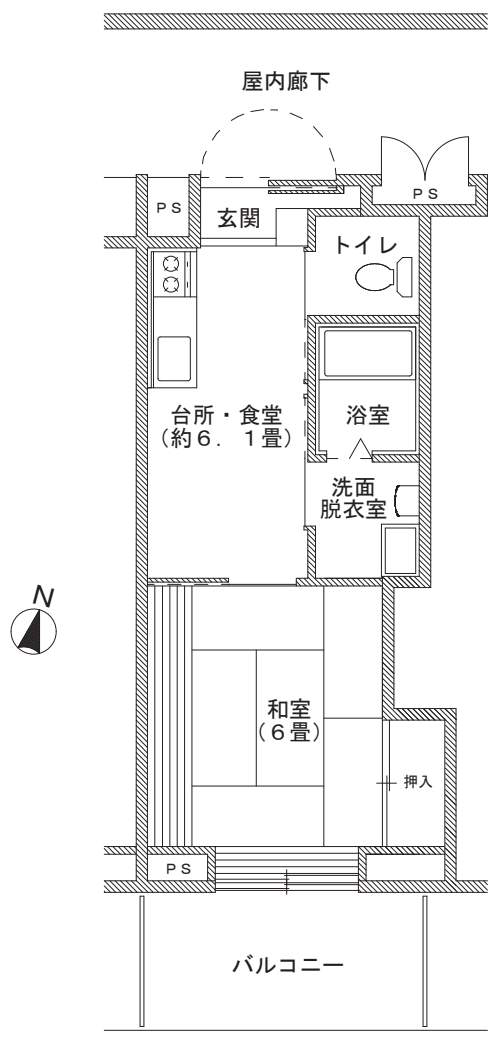
※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

申込書の年収額欄

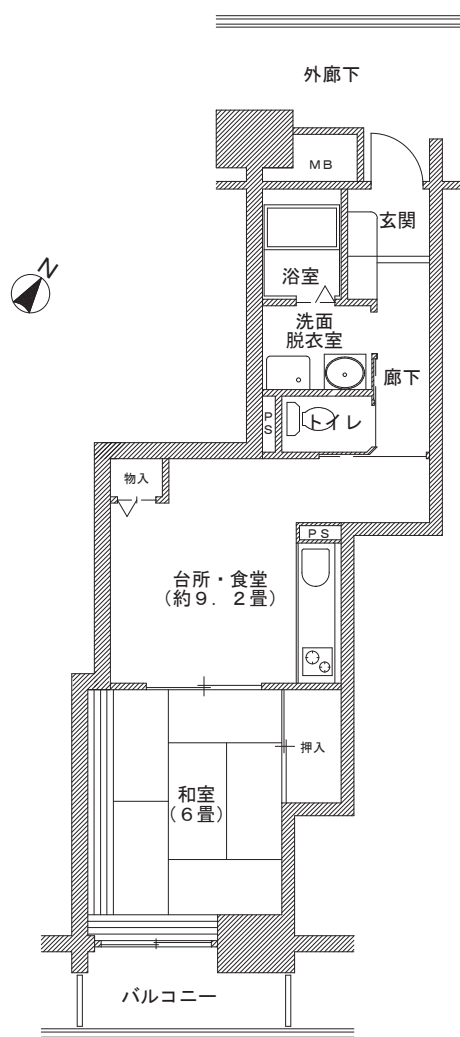
年	収	所	得
	円		円

# 住宅の概要 (間取り図・案内図・特記事項)

## 堀留町高齢者住宅(申込区分1) 高齢者住宅晴海ガーデンコート(申込区分2)



※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。



※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名称	堀留町高齢者住宅
所在地	日本橋堀留町一丁目1番1号
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階地下2階建
開設年月	平成6年12月
申込区分	1
募集戸数	1戸
募集階層	10階
間取り	1DK
面積	34.9㎡
基本使用料	75,000円

名称	高齢者住宅晴海ガーデンコート
所在地	中央区晴海一丁目7番1号
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上16階建
開設年月	平成9年3月
申込区分	2
募集戸数	1戸
募集階層	4階
間取り	1DK
面積	41.7㎡
基本使用料	89,000円

## 案内図 [堀留町高齢者住宅]



最寄り駅からの所要時間

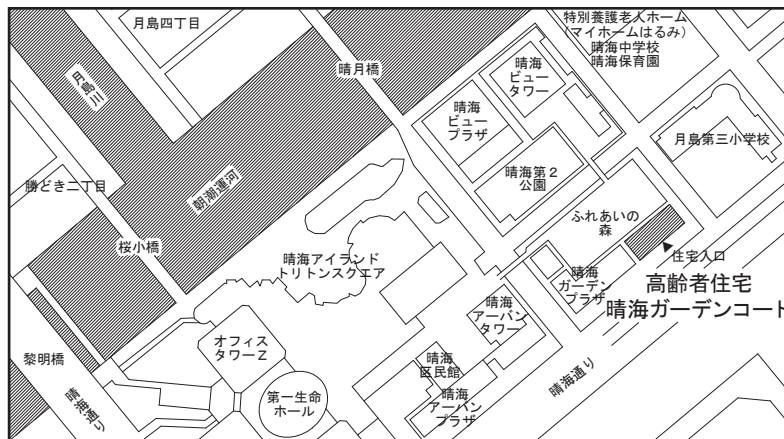
東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町」駅から徒歩約5分

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

## 特記事項

- 1 中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- 2 この高齢者住宅は、日本橋保健センター等との複合施設です。
- 3 併設施設は、保健センター、児童館、区民館及び高齢者在宅サービスセンターがあり、住宅部分は8階から12階の一部になります。
- 4 併設施設と出入口は共用しますが、エレベーターは住宅専用となります。
- 5 この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。  
【放送に関する問い合わせ】  
東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404
- 6 この高齢者住宅には、入居者の皆さんが快適な共同生活を送れるよう、入居者からなる自主的な組織があります。
- 7 入居者専用の自動車駐車場およびオートバイ置場はありません。
- 8 使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料等月額2,000円）を負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
- 9 この住宅は、安全に配慮して次の制限があります。
  - (1) 住宅内で、入居者が冷暖房用に灯油やガスを使うことはできません。（各住宅には冷暖房用のエアコンがあらかじめ1台設置してあります。）
  - (2) 炊事にはIH調理器が設置してあります。（ガスコンロは使用できません。）
- 10 他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
- 11 住宅を住宅以外の用途に使うことはできません。

## 案内図 [高齢者住宅晴海ガーデンコート]



### 最寄り駅からの所要時間

- 東京メトロ有楽町線・都営大江戸線「月島」駅から  
徒歩約12分
- 都営大江戸線「勝どき」駅から徒歩約13分

※住宅周辺の建物情報等、変更している場合があります。予めご了承ください。

## 特記事項

- 1 中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- 2 この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。  
【放送に関する問い合わせ】  
東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404
- 3 この高齢者住宅は、複合施設になっており、一般世帯向け区立住宅、区立ひとり親世帯住宅が併設されています。
- 4 併設施設は、一般世帯向け区立住宅が3階・4階の一部と5階～16階部分、ひとり親世帯住宅が2階から4階の一部です。
- 5 併設施設と出入口及びエレベーターは共用です。
- 6 この住宅は、晴海一丁目第1種市街地再開発事業区域内に立地し、他の区立住宅、UR賃貸住宅、事務所、店舗、オフィス棟と、この住宅の2階部分の広場（人工地盤）で結ばれています。
- 7 この住宅には、入居者全員による自治会が組織されておりますので、原則加入および自治会費等を負担していただきます。
- 8 自転車置場はありますが、自動車駐車場およびオートバイ置場はありません。
- 9 使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料等月額2,000円）を入居者間で負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
- 10 この住宅は、安全に配慮して次の制限があります。
  - (1) 住宅内で、入居者が冷暖房用に灯油やガスを使うことはできません。  
(各住宅には冷暖房用のエアコンがあらかじめ1台設置してあります。)
  - (2) 炊事にはIH調理器が設置してあります。（ガスコンロは使用できません。）
- 11 他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
- 12 住宅を住宅以外の用途に使うことはできません。



# 申込書の書き方 (太線内だけに書いてください。裏面も必ず記入してください。)

※消せないボールペンで書いてください。

令和8年6月

年 月 日  
※印欄は記入しないこと。

抽選番号	※
------	---

## 中央区立高齢者住宅使用申込書

(宛先) 中央区長

申 込 者	〒104-8404	電話番号 (自宅)	03 ( 3546 ) 5467	電話番号 (携帯)	090 (0000) 0000	
	中央区築地1-1-1 ( 方)					
	ふりがな	ちゅうおう よしこ		性別	生年月日	明治 大正 昭和 23年 2月 5日 (満 78歳)
氏名	中央 良子					
住宅に入ろうとする人数 (申込者本人を含む。)			2人	区内居住年数		20年

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

私は、中央区立高齢者住宅条例に基づく高齢者住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。  
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者本人若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用の許可を受けられなくても異議ないことを誓約します。  
また、許可の上は、申込者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁に照会されることに同意します。

署名をお願いします。

→ 氏名 中央良子

上記氏名欄は、本人が自署してください。ただし、成年被後見人等にあつては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。

申込区分 あなたが申込む区分の番号に○をつけてください。	
① 堀留町高齢者住宅	1戸(1DK・34.9㎡)
2 高齢者住宅晴海ガーデンコート	1戸(1DK・41.7㎡)

世帯員(住宅に入ろうとする)の構成							
(ふりがな)氏名	続柄	性別	生年月日(満年齢)	職業	年収	所得	勤務先又は営業所
申込者	本人			パート	円 1,800,000	円 1,080,000	所在地 中央区箱崎1丁目 名称 中央スーパー 電話番号 03(3540)7890 就職日 平成15年4月1日
ちゅうおう しんたろう 中央 新太郎	夫		明 大18年6月2日 昭(83歳)	無職	0	0	所在地 名称 電話番号 ( ) 就職日 年 月 日
合計	2人			合計所得金額		円 1,080,000	

入居しようとする家族をご記入ください。  
※ここに書かれていない方は入居できません。

裏面も記入してください。

現在の状況で  
いちばん該当  
するものに○を  
してください。

◎ 日常生活の状況で当てはまるものに○をつけてください。

	→ 申 込 者	同 居 者
健康状態	<input checked="" type="radio"/> 1.健康 2.普通 3.病弱	1.健康 <input checked="" type="radio"/> 2.普通 3.病弱
歩 行	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.つえを使用する 3.簡単な介助が必要	1.普通にできる <input checked="" type="radio"/> 2.つえを使用する 3.簡単な介助が必要
炊 事	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.困難だが自力でできる 3.簡単な介助が必要	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.困難だが自力でできる 3.簡単な介助が必要
着 替 え	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.おおむね可能 3.簡単な介助が必要	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.おおむね可能 3.簡単な介助が必要
排 泄	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.困難だが自力でできる 3.簡単な介助が必要	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.困難だが自力でできる 3.簡単な介助が必要
入 浴	<input checked="" type="radio"/> 1.普通にできる 2.困難だが自力でできる 3.簡単な介助が必要	1.普通にできる <input checked="" type="radio"/> 2.困難だが自力でできる 3.簡単な介助が必要
ホームヘルパー、家政婦等を利用していますか。		1.はい <input checked="" type="radio"/> 2.いいえ
おとしより介護応援手当の支給を受けていますか。		1.はい <input checked="" type="radio"/> 2.いいえ
要介護認定又は要支援認定を受けていますか。 ※要介護1以上の認定を受けている方は申し込めません。		<input checked="" type="radio"/> 1. はい→当てはまるものに○を付けてください。 (非該当) 要支援1・2 要介護1以上 ) 2. いいえ

ア～ケの中から、  
該当するものを  
ひとつだけ  
お選びいただき、  
○で囲んでくだ  
さい。

◎ あなたが住宅に困っている事情を申告してください。(当てはまるものを○で囲み、必要事項を記入してください。)

(1)現在あなたの住宅に住んでいる人数 (申込者を含む。) <u>2</u> 人	(5)申込日現在、実際に支払っている家賃 月額 <u>120,000</u> 円 (共益費を除く。)
(2)住宅の種類 ア 自分の持家 イ 親兄弟の家 ウ 借家 <input checked="" type="radio"/> ① 賃貸アパート・マンション オ 社宅・寮 カ UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社・都民 住宅 キ 公営住宅 ク 区立住宅(借上住宅を含む) キ その他( )	(6)同居しようとする者の中に土地又は 家屋の所有者が ア いる <input checked="" type="radio"/> ① いない
(3)住宅の所有者(賃貸住宅の場合は家主)  住 所 <u>中央区築地1-1-1</u> 氏 名 <u>築地不動産</u>	(7)住宅に困っている理由 <input checked="" type="radio"/> ア 家賃が高い。 <input type="radio"/> イ 住宅が狭い。 <input type="radio"/> ウ 設備が不十分である。 <input type="radio"/> エ 住宅が老朽化している。 <input type="radio"/> オ 環境が悪い。 <input type="radio"/> カ 災害の危険がある。 <input type="radio"/> キ 立退要求を受けている。 <input type="radio"/> ク その他(具体的に書いてください。 ( )
(4)住宅の規模 <u>1</u> K、 <u>1</u> DK、 <u> </u> LDK ( <u>1</u> K、 <u>2</u> DK等と書いてください。) 住戸専用面積 <u>30</u> m <sup>2</sup>	





# 申込みから入居まで

